

第五次長野市地域福祉計画 について

令和8年5月22日
社会福祉審議会地域福祉専門分科会

1. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

① 法的位置づけ

○社会福祉法第107条第1項の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定、第106条の5第1項の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含する。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として一体的に策定する。

② 計画の性格

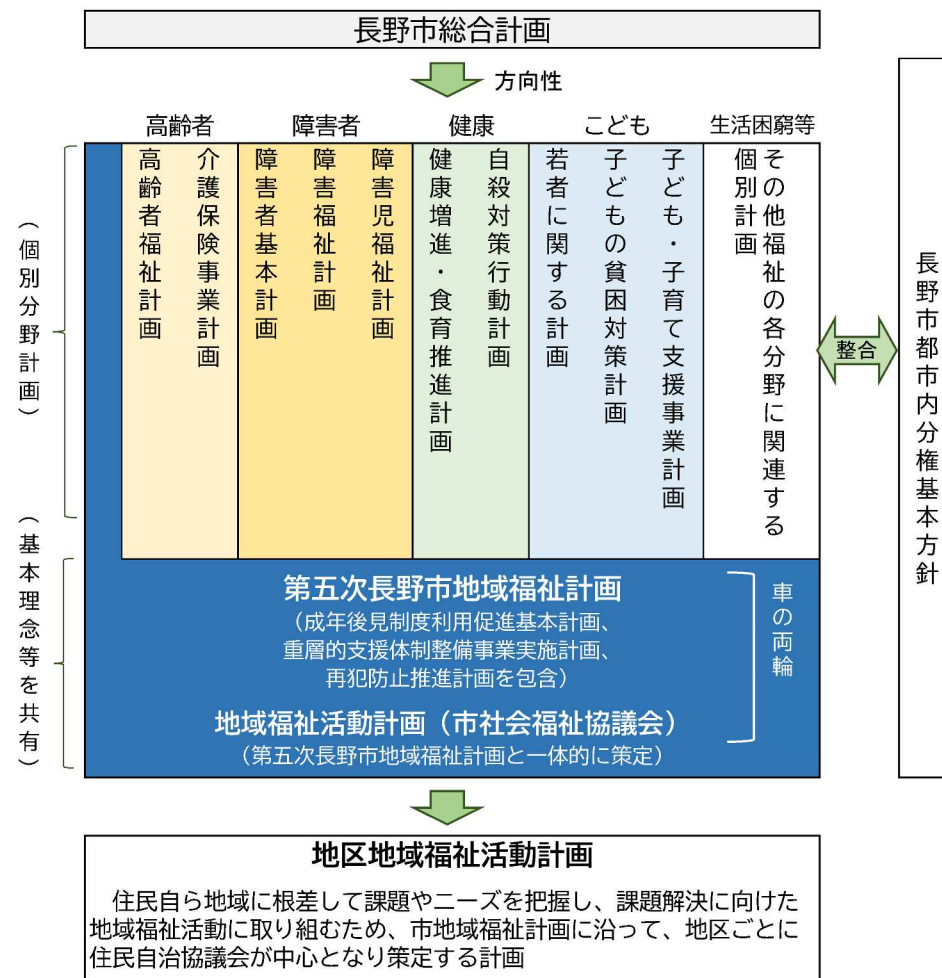
○本市における高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に係る様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるもの。

○本市が目指す地域福祉の姿を示し、その実現に向けて、地域福祉推進の主体である地域住民等とともに、地域生活課題を把握しつつ、その解決のために、多様な関係機関や専門職も含めて連携・協働して取り組むための地域づくりと支援の方向性を示すもの。

○市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と計画策定プロセスを共有し、整合性のとれたものとするため、一体的に策定する。

(2) 計画期間

○令和9年度から令和13年度までの5年間とする。



2. 地域福祉とは

(1) 社会福祉法

第四条 地域福祉の推進は、**地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して**行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、**福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保**されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（略）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を**把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意**するものとする。

第六条 国及び**地方公共団体は**、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、**福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策**その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び**地方公共団体は**、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備**その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の**関連施策との連携**に配慮するよう努めなければならない。

【地域福祉の推進が目指すもの】

- ・ 地域住民の人格と個性の尊重
- ・ 地域共生社会の実現
- ・ あらゆる分野の活動に参加する機会の確保



【地域福祉推進の取組（各主体の責務）】

- 地域住民等
 - ・ 地域生活課題の把握
 - ・ 支援関係機関との連携等による解決を図るよう留意
- 地方公共団体
 - ・ 福祉サービスの提供体制の確保と適切な利用の推進
 - ・ 地域住民の福祉活動への参画促進
 - ・ 地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の整備
 - ・ 関連施策との連携

【用語の整理】

地域住民等 (社会福祉法)	地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者。
地域生活課題 (社会福祉法)	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。
支援関係機関 (社会福祉法)	地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関。
地域課題	目指すべき地域福祉の姿の実現に向けた取組の推進にあたり、社会基盤や環境、人材、組織・体制、コミュニティ等において、地域が抱えている課題。

(2) 地域共生社会の実現

- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である。（令和元年「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」等）

【地域共生社会が目指す方向性】

- ・ 孤立を生まない包摂的な社会の構築
- ・ 誰もが役割を持ち活躍できる地域づくり
- ・ 支援が必要な人を地域全体で支える仕組みづくり

(3) 包括的な支援体制の整備

○包括的な支援体制の整備とは、地域住民等と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。

○体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。

(4) 重層的支援体制整備事業

○令和2年の社会福祉法改正により、属性を問わない相談支援、多機関協働、参加支援、地域づくり支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が制度化された。

○長野市では、令和6年4月に「長野市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定、計画では、①包括的相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つを支援の柱としている。

(5) まとめ ～地域福祉とは～

